

R4年度CLT関連予算概算要求について

(全て内数扱い、国費ベース)

【CLT等木材利用への支援予算】

- ・林野庁予算では、都市部においてもCLT等の木材需要の拡大を図るため、CLT製造事業者と設計・施工者等の連携によるモデル的な建築実証及び土木分野への利用等に関する技術開発への支援を新たに要求。国交省予算では、カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物を対象とする優良なプロジェクトへの支援を新たに要求。環境省では、CLT等の建築木材の省CO₂効果の高い再利用方法を調査・検証するための事業費を農林水産省と連携し新たに要求。
- ・林野庁、国交省、環境省の令和4年度当初予算では、先導的・先駆的な事業等を対象とする建築主向け関係予算を引き続き要求。林野庁予算では、建築用木材の技術開発への支援を引き続き要求、国交省予算では都市木造建築物を担う設計者等の育成への支援を引き続き要求。環境省予算では建築物・住宅の脱炭素化に向けてZEB・ZEH化を支援するため引き続き要求。

林野庁	・ 建築用木材供給・利用強化対策	22億円
		(R3予算額 13億円)
	(都市の木材利用促進総合対策事業、CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業)	
	・ 林業・木材産業成長産業化促進対策	146億円
		(R3予算額 82億円)
国交省	・ サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)	87.98億円
		(R3予算額 74.94億円)
	(CLTを活用した実用的で多様な用途の木造建築物や実験棟の整備について積極的に採択)	
	・ 優良木造建築物整備推進事業	(新規) 350億円
	・ 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業	5億円
		(R3予算額 5億円)
	(CLTを活用した建築物を含む都市木造建築物を担う設計者等の育成)	

- 環境省 ・ 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 100 億円
(R3 予算額 60 億円)
(CLT を活用したZEBについて審査時に優先採択枠を設定)
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業
65.5 億円
(R3 予算額 65.5 億円)
(CLT 等を使用したZEH住宅について定額補助を上乗せ)
- ・ 集合住宅の省 CO2 化促進事業 64.5 億円
(R3 予算額 44.5 億円)
(CLT 等を使用したZEH-M (5層以下) 化住宅について
定額補助を上乗せ)
- ・ 木材の再利用によるCE (サーキュラーエコノミー) × CN (カーボンニュートラル) の同時達成方策評価検証事業
(新規) 1 億円

R 4 年度施設整備関係予算概算要求

【参考：CLT建築物での活用も可能な予算】

文科省	・ 公立学校施設整備費	2,352 億円
	(防災・減災、国土強靱化関係予算を別途事項要求)	
	・ 私立学校施設整備費補助金	274 億円
	(防災・減災、国土強靱化関係予算等を別途事項要求)	
	・ 国立大学法人等施設整備費補助金	996 億円
	(防災・減災、国土強靱化関係予算を別途事項要求)	
	・ 認定こども園施設整備交付金	157 億円
	(防災・減災、国土強靱化関係予算を別途事項要求)	
厚労省	・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67 億円
	(防災・減災、国土強靱化関係予算等を別途事項要求)	
	・ 保育所等整備交付金	533 億円
	(防災・減災、国土強靱化関係予算等を別途事項要求)	
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	412 億円
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	事項要求
	・ 医療施設等施設整備費補助金	28 億円
	(防災・減災、国土強靱化関係予算を別途事項要求)	
	・ 医療提供体制施設整備交付金	25 億円
	(防災・減災、国土強靱化関係予算を別途事項要求)	
	・ 社会福祉施設等施設整備費補助金	48 億円
	(防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算等 について別途事項要求)	

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 建築用木材供給・利用強化対策

【令和4年度予算概算要求額 2,200 (1,251) 百万円】

＜対策のポイント＞

都市部における木材利用の強化等を図るため、**建築用木材の利用の実証**への支援や**大径材活用**に向けた**技術開発**等への支援、**製材**や**CLT（直交集成板）・LVL（単板積層材）**等の**建築物への利用環境整備**への支援を行います。あわせて、川上から川下までの**需給情報の共有**を図るとともに、**地域ごとの生産・流通**における課題を解決するための**独自の取組**を支援し、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和元年度] → 42百万m³ [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 都市の木材利用促進総合対策事業

都市部における**建築用木材（木質耐火部材等を含む）の利用実証の対象に設計者を追加**するとともに、**改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援**します。また、**大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及や強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発・大学等と連携した普及**を支援します。さらに、川上から川下までが連携した顔の見える木材を使用した**構造材、内装材、家具・建具等の普及啓発**や、**製材工場等の品目のバリエーションの充実**に資する取組を支援します。

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

CLT製造企業との連携構築のためのモデル的な建築実証メニューを追加し、CLTを用いた先駆的な建築物の**設計・建築**や**街づくり**等への実証を支援します。また、CLT等の**土木分野への利用**や**設計の容易化、製材やCLT等の品質確保**等に関する**技術開発**や**設計者の育成**等を支援します。さらに、**BIM**を活用した**設計、施工手法等の標準化**に向けて、**設計や資材調達**における課題の抽出等を行います。

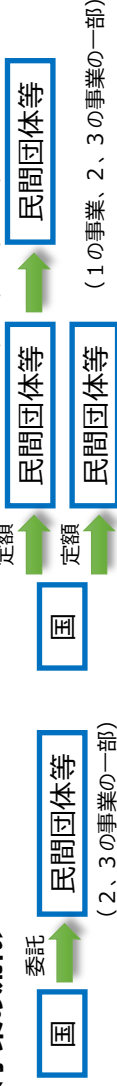
※ BIM(Building Information Modeling)・・・コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

3. 建築用木材供給強化促進事業

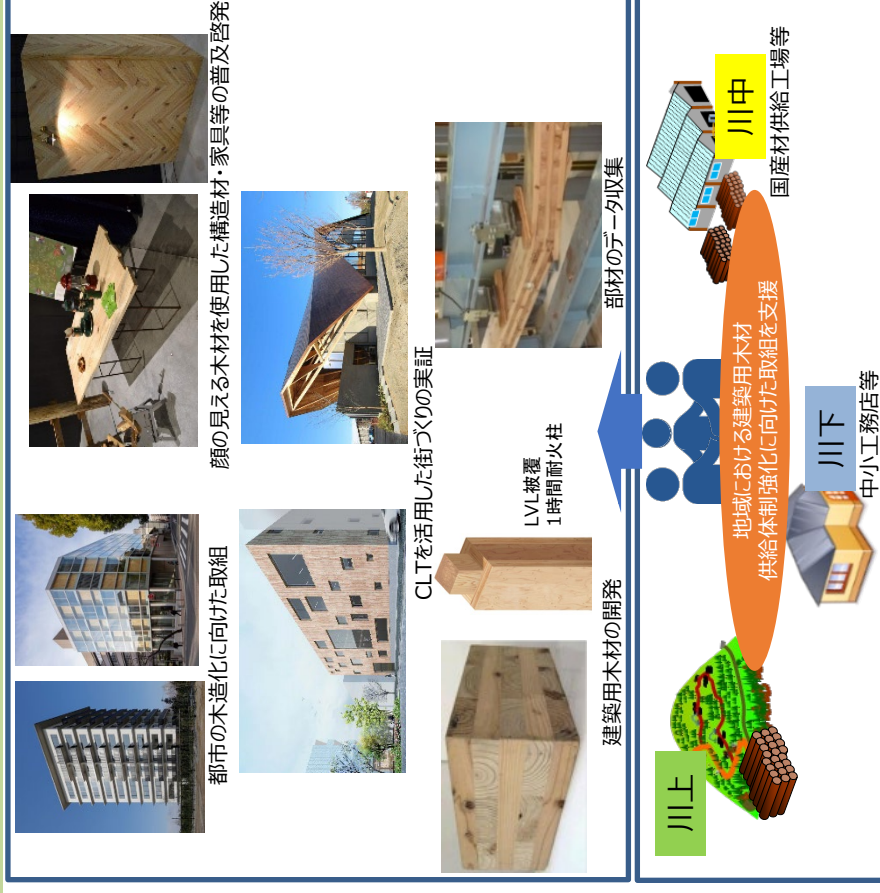
引き続き注視が必要な**木材需給動向**に対応するため、川上から川下の事業者による需給情報等を共有する**連絡協議会**を中央・全国7地区で開催します。また、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**するため、川上から川下までの**生産・流通**における地域ごとの多様な課題を解決していくための**独自の取組**を支援します。

また、**作業安全推進運動の全国的な展開、木材加工施設等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発**等の取組を支援するとともに、**原木運送業者の実態調査**を進めます。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



マーケットインによる安定供給体制強化促進

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業成長産業化促進対策

【令和4年度予算概算要求額 14,614 (8,185) 百万円】

＜対策のポイント＞

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (31百万m³ [令和元年度] →42百万m³ [令和12年度まで])

＜事業の内容＞

1. 持続的林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

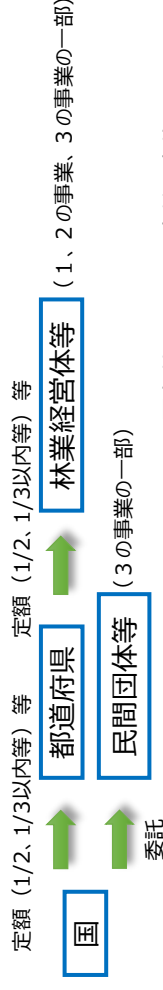
2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組みモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

＜事業の流れ＞



※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針)



持続的林業確立対策

- 間伐材生産 (搬出間伐の推進)
資源高度利用型施業
・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
路網の整備・機能強化
高性能林業機械等の導入 (購入、リース)
コンテナ苗生産基盤施設等の整備
マーケティング力ある林業担い手の育成
・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
森林整備地域活動支援対策
・施業の集約化に向けた境界の明確化
自立的経営活動推進
・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
山村地域の防災・減災対策
森林資源保全対策 (鳥獣害、病害虫対策等)

林業成長産業化地域創出モデル事業

木材産業等競争力強化対策

- 木材加工流通施設等の整備
・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築 (改正木材利用促進法に基づく協定締結事業者や急な需要動向の変化に対応しうる供給力強化を図る施設整備を優先的に支援)
木質バイオマス利用促進施設の整備
・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組み「地域内エコシステム」を重点的に支援
特用林産振興施設等の整備
・地域経済で重要な役割を果たすこのほか場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援
木造公共建築物等の整備
・製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援 (改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援)

＜対策のポイント＞

改正木材利用促進法を踏まえ、同法に基づき木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に
対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：1 / 2 以内

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を
構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物等
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

○

▶木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

(建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設に
おいて木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の
建築費を試算。)

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等
(改正木材利用促進法に基づき協定締結者を優先的に支援)

＜事業の流れ＞

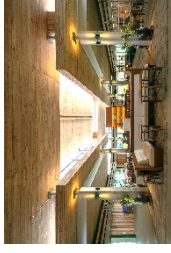


※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館, 武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

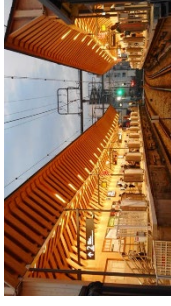


【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
(物販施設は対象外)



○事業のポイント

- ・ J A S 製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

- ・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくなるため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、

- ① 工事の発注情報、
- ② 必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
- ③ 木材(素材・製材)の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）

令和4年度要求額：
環境・ストック活用推進事業87.98億円の内数

木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

（1）多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】

先導的な木造化に関する費用の1/2以下。

【建設工事費】

木造化による掛増し費用の1/2以下。
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%)

※ 補助額の上限は原則合計5億円

● 対象プロジェクト

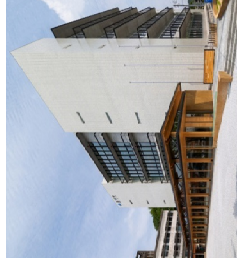
下記の要件を満たす木造建築物
(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 構造・防火面で先導的な設計・施工技術の導入されるもの
- ② 使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの
- ③ 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ④ 建築基準法上特段の措置を要する一定規模以上のもの
- ⑤ 先導的な技術について、内容を検証し公表するもの
- ⑥ 建築物及びその情報が、竣工後に多数の者の目に触れると認められるもの

※特に普及性に優れたプロジェクトを優先採択する「普及促進枠」を設定（令和2年度～）



CLTを用いた10階建て共同住宅



木質耐火部材を用いた大規模庁舎

（2）実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費及び建設工事費】

定額（上限30百万円）



CLT（直交集成板）パネル



CLT工法による実験棟

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟
(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

優良木造建築物整備推進事業【新規】

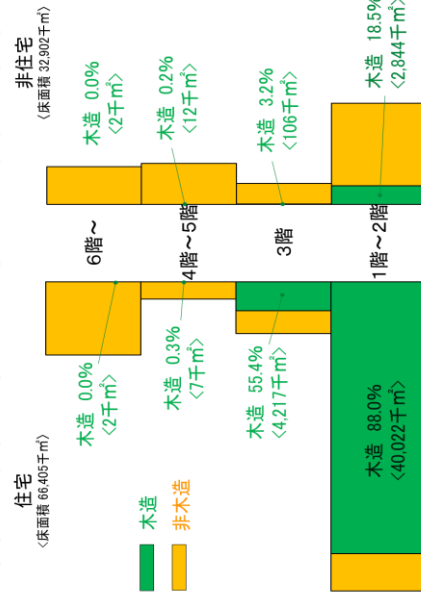
令和4年度概算要求：350億円の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物について、優良なプロジェクトを支援し、普及促進する。

現状・課題

- 木材は森林が吸収した炭素を貯蔵するとともに、製造時等のエネルギー消費が比較的少ないとされる資材。住宅・建築物を木造で建築することにより、炭素の長期にわたる貯蔵等が可能。
- 非住宅建築物及び中高層住宅については、近年CLT等の建築物の木造化に関する技術開発や建築基準の合理化が進んでいるが、実例は少ない。2050カーボンニュートラルの実現に向け、これら非住宅建築物等への木材の利用の促進を図ることが課題。

新築建築物に占める木造建築物の割合

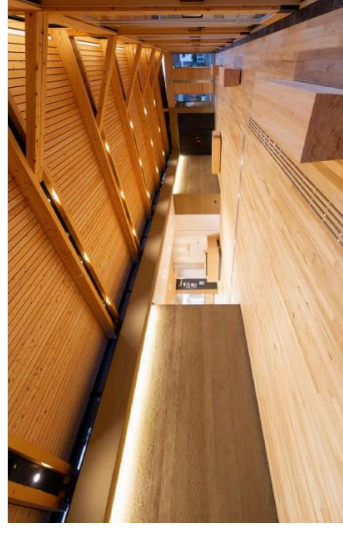


事業概要

- 補助要件
次の①～⑤を満たすもの。
 - ① 主要構造部に木材を一定以上使用する木造の建築物（木造と他の構造との併用を含む）
 - ② 耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
 - ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの
〔劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、百貨店、商業施設、展示場、事務所等〕
 - ④ 多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に関する取組がなされるもの
 - ⑤ 省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

- 補助事業者：民間事業者等
- 補助対象費用
 - ・ 建築物の調査設計計画費のうち木造化に係る費用
 - ・ 建設工事費のうち木造化による掛かり増し費用
- 補助率：1/2

<補助対象となる建築物イメージ>



中層の木造の建築物（事務所）のイメージ



木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅及び都市部における非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組や、拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を行う。

(1) 大工技能者等の担い手確保・育成事業

民間団体等が複数年計画に基づき実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【事業内容】

① 団体主導型

大工技能者等に関係する民間団体等が全国的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

② 地域連携型

地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

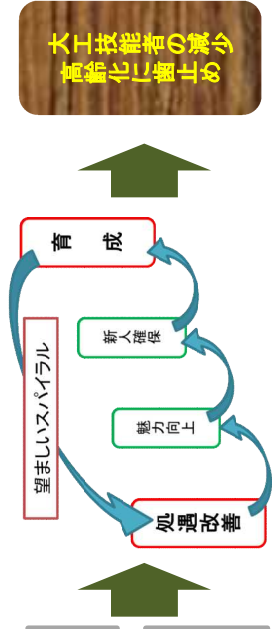
【補助対象】 大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用

団体主導型

大工技能者等に関係する団体・協議会（中央組織）

地域連携型

特定の地域における複数の大工技能者等関係団体・機関によるグループ



大工技能者の減少
高齢化に歯止め

(2) 都市木造建築物設計支援事業

都市木造建築物の設計の円滑化に資する環境を整備する取組及び都市木造建築物を担う設計者を育成・サポートする取組を支援。

【事業内容】

① 都市木造建築物設計支援情報の集約一元化

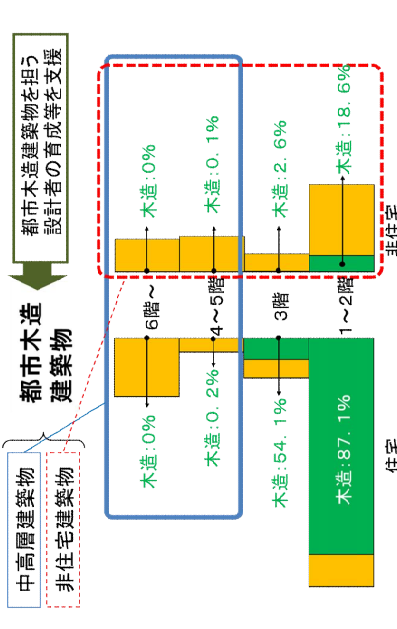
都市木造建築物の設計に資する技術情報を集約・整理し、設計者へ一元的に提供する情報インフラ（ポータルサイト）の整備に対する支援を行う。

② 都市木造建築物設計者の育成

都市木造建築物の設計に関する講習及び具体の設計に対する技術サポートに対する支援を行う。

【補助対象】

- ① 情報インフラ（ポータルサイト）の整備に要する費用
- ② 設計に関する講習及び具体の設計に対する技術サポートに要する費用



※ 木造 ■ 非木造
※ 横軸: 新築建築物の竣工面積

(R1年度「建築着工統計」)

全国の新築建築物の木造化の状況



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件等 (①) :

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業 ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・①は被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業① 2 / 3 ~ 1 / 2 (上限5億円) ② 3 / 5 ~ 1 / 3 (上限5億円)
- 補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般
- 実施期間 ① 令和2年度～令和5年度 ② 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	①	補助率等	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外	
2,000m ² ～ 10,000m ²		『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3	
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3	



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい。既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- (2) 既存建築物のZEB化支援事業
 - ① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。
 - ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆ 補助要件等 (①) :
 - 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。
 - ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・ ①は被災等により建替え・改修を行う事業

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～ 10,000m ²	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2 / 3（上限5億円））
- 補助対象 民間事業者・団体 / 地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- ① エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ② 現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
- ③ 2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
- ④ 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

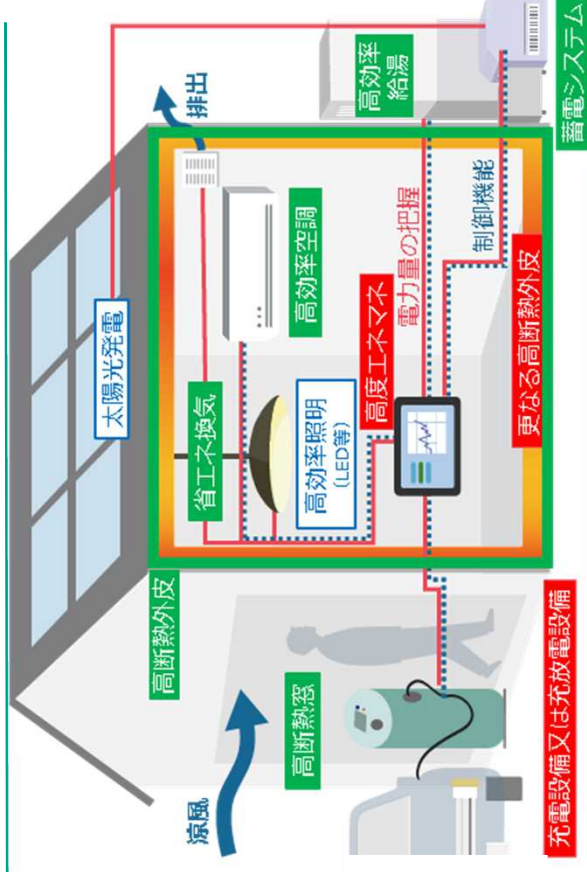
戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ① 戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に対する定額補助：55万円/戸
- ② ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③ ①、②に系統連系対応型蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台）等
- ④ 既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸）。蓄電池、電気ヒートポンプ式給湯機への別途補助）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例



①ZEH補助対象

②ZEH+：3要素のうち2要素以上を採用

※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅です。



集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ① エネルギーの自給自足により災害により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ② 現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
- ③ 2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
- ④ 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ① 新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ② 新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
- ③ 新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
- ④ ①、②に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）、V2Hの導入等
- ⑤ 既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸）

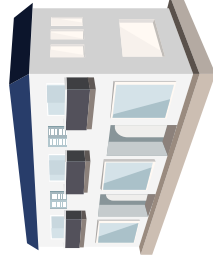
※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

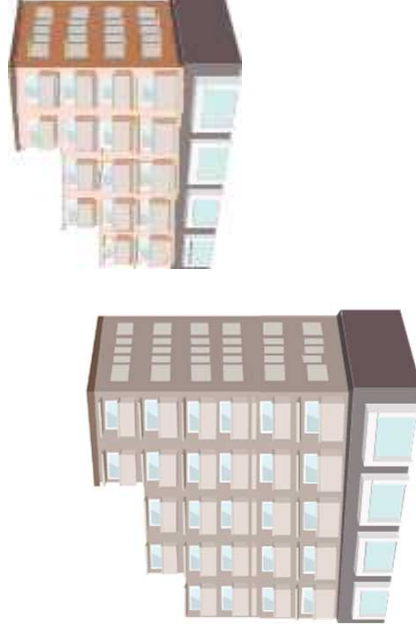
- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 補助対象の例

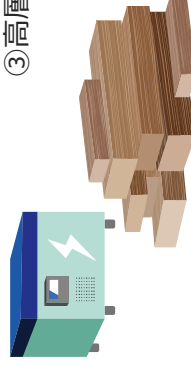
①低層ZEH-M



②中層ZEH-M



③高層ZEH-M



- ④ 蓄電池、CLT（Cross Laminated Timber；ひき板を繊維方向が直交するように積層接合したパネル。同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。）
- ⑤ 断熱窓への交換



建築分野における木材再利用の省CO2効果を検証し、循環経済の実現による脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

- ① 資源を循環利用する循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）の実現による建築分野の脱炭素・カーボンニュートラル（CN）化を促進するため、建築物における木材再利用の省エネ・省CO2効果について定量的に検証を行う。
- ② 建築物に使用されているCLT等の木材の再利用に資する知見を得る。

2. 事業内容

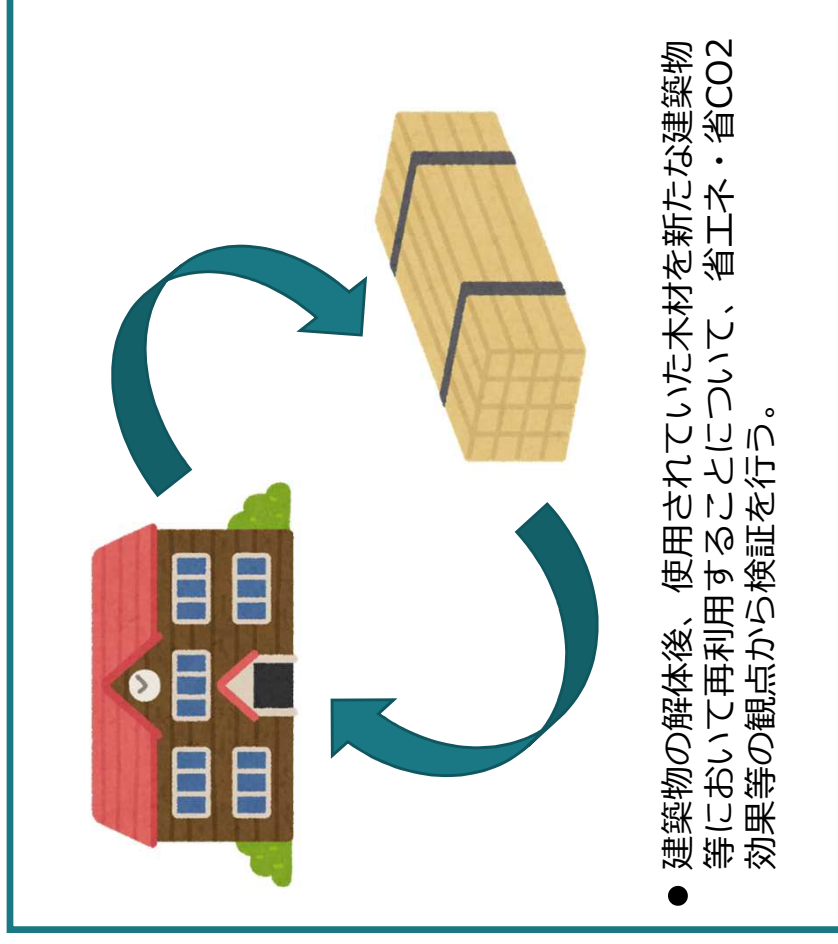
資源を持続可能な形で利用できる経済社会を構築することは世界共通の課題であり、「循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）」の概念が国際的にも急速に広まりつつある。UNEP国際資源パネル（UNEP-IRP）が「経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガス的大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるために不可欠」と指摘するなど、CEを脱炭素・カーボンニュートラル（CN）と同時に達成することの重要性が高まっている。

建築物に使用されている木材を新たな建築物等に再利用することについて、既往の事例を対象とした調査や、実際の建築物等を対象とした実証を行い、その省エネ・省CO2効果の把握を行うことで、建築物に用いられたCLT等の木材の再利用の有効な方法とその省エネ・省CO2効果等に関する知見を得る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和5年度

4. 事業イメージ



- 建築物の解体後、使用されていた木材を新たな建築物等において再利用することについて、省エネ・省CO2効果等の観点から検証を行う。